

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ブルンジ	ブジュンブラ市内医療設備整備計画のための贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	ブジュンブラ市内医療設備整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	230,000千円 H23.12.31まで	H21.2.20 ブジュン ブラで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ブルンジ大使 ブルンジ側 オーギユスタン・ンサンゼ外務・国際協力大臣	H21.3.10 118号
ブルンジ	ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	ブルンジの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むブルンジの経済困難緩和に寄与するため、両政府の間関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	600,000千円 -----	H21.5.26 ブジュン ブラで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ブルンジ大使 ブルンジ側 オーギユスタン・ンサンゼ外務・国際協力大臣	H21.6.10 321号
ブルンジ	公共輸送改善計画のための贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	公共輸送改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,104,000千円 H24.6.30まで	H21.9.7 ブジュン ブラで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ブルンジ大使 ブルンジ側 オーギユスタン・ンサンゼ外務・国際協力大臣	H21.9.24 487号
ブルンジ	食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	450,000千円 H22.11.30まで	H21.11.24 ブジュン ブラで (同日)	日本側 岩谷滋雄在ブルンジ大使 ブルンジ側 オーギユスタン・ンサンゼ外務・国際協力大臣	H21.12.11 565号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。